

● 中間検査の手数料は下記の通りです。(令和元年10月1日より適用)

表 4	検査の申請に係る部分の床面積の合計	中間検査の手数料	中間検査対象の場合の完了検査の手数料(参考)	中間検査対象外の場合の完了検査の手数料(参考)
	30㎡以内のもの	12,000円	13,000円	14,000円
	30㎡を超え、100㎡以内のもの	15,000円	16,000円	17,000円
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	21,000円	21,000円	23,000円
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	28,000円	30,000円	32,000円
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	46,000円	50,000円	52,000円
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	62,000円	67,000円	71,000円
	2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	140,000円	150,000円	160,000円
	1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	219,000円	239,000円	249,000円
	5万㎡を超えるもの	409,000円	460,000円	469,000円

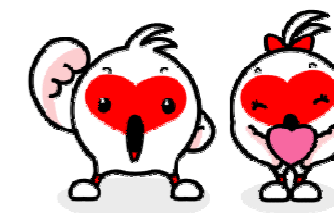
表 5	建築物の構造	中間検査対象床面積の算定方法
	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 その他これらに類する構造	中間検査に係る特定工程部分(2階)まで床があるものとみなして床面積を算定してください。
	鉄骨造その他これらに類する構造	
	混構造 その他の構造	
	木造	軸組(枠組み壁工法)にあつては耐力壁 工事を完了した部分まで床があるものとみなして床面積を算定してください。

中間検査を受けても完了検査時にはすべての床面積が検査対象になります。

新発田地域振興局地域整備部建築課 TEL0254-26-9199 新潟地域振興局地域整備部建築課 TEL025-273-3204  
 三条地域振興局地域整備部建築課 TEL0256-36-2319 長岡地域振興局地域整備部建築課 TEL0258-38-2625  
 南魚沼地域振興局地域整備部建築課 TEL025-772-3958 上越地域振興局地域整備部建築課 TEL025-526-9529  
 佐渡地域振興局地域整備部建築課 TEL0259-74-3339 土木部都市局建築住宅課建築指導係 TEL025-280-5441

<http://www.pref.niigata.lg.jp/jutaku/>

# 中間検査制度について



新潟県では、工事監理の徹底と安全性の確保を図るため、建築基準法で中間検査が義務化された建築物以外にも中間検査制度を導入しています。

## ■ 中間検査を行う区域 ■

新潟県全域

(新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、三条市、新発田市の区域は各市で指定しています。)

## ■ 中間検査の手続 ■

中間検査対象である建築物の工事では、特定工程の工事が完了してから4日以内に中間検査申請を行ってください。

中間検査に合格しないまま特定工程後の工程の工事を行った場合、違反として処罰の対象になります。

中間検査対象となる建築物の工事にあたっては、確認申請時に建築主事又は指定確認検査機関と、特定工程等について打ち合わせしてください。

## ■ 中間検査の申請先 ■

中間検査申請先は地域を所管する建築主事又は指定確認検査機関です。建築主事の中間検査を受ける場合は、施工状況報告書と同じく、市町村を經由せず地域を所管する地域整備部建築課へ提出してください。

## ■ 中間検査の検査内容 ■

中間検査では、特定工程の部分と特定工程に関わる前工程の部分、また、敷地や接道、建築物の配置など、検査の段階で確認申請書との整合及び建築基準法への適合が判断できる部分が検査の対象になります。

● 中間検査対象となる建築物は下記のとおりです。

建築基準法で中間検査を義務付けられる建築物は、RC造又はSRC造、その他これらに類する構造の3階建て以上の共同住宅です。

新潟県では、建築基準法で中間検査を義務付けられる建築物の他に、**不特定多数が利用する特殊建築物のうち一定規模以上の建築物**を中間検査の対象として指定しました。中間検査対象建築物かどうかの判断は、特殊建築物の用途に供する2階以上の面積によります。1階以下の面積は判断に関係ありませんのでご注意ください。

表 2	中間検査を行う建築物の用途、規模	中間検査を行う建築物の構造	指定する特定工程	特定工程後の工程																			
(1)	<p>階数が3以上の共同住宅 (建築基準法第7条の3第1項第1号の規定により義務付けられるもの)</p>	<p>鉄筋コンクリート造 又は鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造</p>	<p>2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事の工程</p>	<p>2階の床及びこれを支持する梁に配置された鉄筋をコンクリート、その他これに類するもので覆う工事の工程</p>	(1)																		
(2)	<p>新築、増築又は改築に係る部分が、建築基準法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項に掲げる用途に供する2階以上の床面積の合計が500㎡を超える建築物 ただし、表3に掲げるものを除く (建築基準法第7条の3第1項第2号の規定により新潟県が指定したもの)</p> <table border="1" data-bbox="308 989 1240 1493"> <thead> <tr> <th colspan="2">建築基準法別表第1(イ)欄 (抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>劇場、映画館、演劇場、観覧場、公会堂、集会場 その他これらに類するもので政令に定めるもの</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、 ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、 その他これらに類するもので政令に定めるもの</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>学校、体育館、 その他これらに類するもので政令に定めるもの</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、 その他これらに類するもので政令に定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="308 1570 1412 1808"> <thead> <tr> <th colspan="2">表 3 新潟県が指定する中間検査対象建築物の適用除外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>建築基準法第18条の規定を適用する建築物</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>建築基準法85条第5項及び6項の規定による許可を受けた仮設建築物</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける住宅</td> </tr> </tbody> </table>	建築基準法別表第1(イ)欄 (抜粋)		(1)	劇場、映画館、演劇場、観覧場、公会堂、集会場 その他これらに類するもので政令に定めるもの	(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、 ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、 その他これらに類するもので政令に定めるもの	(3)	学校、体育館、 その他これらに類するもので政令に定めるもの	(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、 その他これらに類するもので政令に定めるもの	表 3 新潟県が指定する中間検査対象建築物の適用除外		(1)	建築基準法第18条の規定を適用する建築物	(2)	建築基準法85条第5項及び6項の規定による許可を受けた仮設建築物	(3)	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける住宅	<p>鉄筋コンクリート造 又は鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造</p> <p>鉄骨造 その他これらに類する構造</p> <p>木造</p> <p>混構造 その他の構造</p>	<p>2階の床及び梁の鉄筋を配置する工事の工程 ただし、当該工程を現場で行わないものは、2階の床及び梁を取り付ける工事の工程</p> <p>1階の柱及び2階の梁の鉄骨その他構造部材の建て方工事の工程</p> <p>軸組み工事(枠組壁工法にあっては耐力壁工事)の工程</p> <p>2階の床及び梁を取り付ける工事の工程</p>	<p>鉄筋をコンクリート、その他これに類するもので覆う工事の工程 ただし、当該工程を現場で行わないものは、2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程</p> <p>鉄骨その他構造部材を耐火被覆材、外装材あるいは内装材で覆う工事の工程</p> <p>軸組み(枠組壁工法にあっては耐力壁)を外装材あるいは内装材で覆う工事の工程</p> <p>2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程</p>	(2)
建築基準法別表第1(イ)欄 (抜粋)																							
(1)	劇場、映画館、演劇場、観覧場、公会堂、集会場 その他これらに類するもので政令に定めるもの																						
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、 ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、 その他これらに類するもので政令に定めるもの																						
(3)	学校、体育館、 その他これらに類するもので政令に定めるもの																						
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、 その他これらに類するもので政令に定めるもの																						
表 3 新潟県が指定する中間検査対象建築物の適用除外																							
(1)	建築基準法第18条の規定を適用する建築物																						
(2)	建築基準法85条第5項及び6項の規定による許可を受けた仮設建築物																						
(3)	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける住宅																						